



新潟県報

発行 新潟県

第 95 号

平成30年12月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1237 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1238 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1239 農用地利用配分計画の認可の申請(地域農政推進課)
- 1240 肥料の登録の失効(農産園芸課)
- 1241 土地改良区役員の退任届(農地計画課)
- 1242 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1243 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1244 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1245 道路の区域変更(道路管理課)
- 1246 道路の供用開始(道路管理課)
- 1247 道路の供用開始(道路管理課)
- 1248 廃川敷地等の発生(河川管理課)
- 1249 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1250 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1251 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1252 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1253 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1254 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1255 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1256 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1257 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1258 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1259 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1260 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1261 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1262 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1263 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1264 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1265 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1266 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1267 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1268 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1269 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1270 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 1271 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 1272 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
 一般競争入札の実施（財務課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第1237号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
しなの薬局 長岡赤十字病院前店	長岡市千秋2丁目297番地1	育成医療・更生医療	平成30年12月1日
ウエルシア薬局長岡古正寺店	長岡市古正寺3-110	育成医療・更生医療	平成30年12月1日
ウエルシア薬局柏崎錦町店	柏崎市錦町1-8	育成医療・更生医療	平成30年12月1日
エム・ケイ薬局 つなん店	中魚沼郡津南町大字下船渡 戊723-1	育成医療・更生医療	平成30年12月1日
脳とこころの訪問看護ステーション長岡	長岡市花園南1丁目36番地	育成医療・更生医療	平成30年12月1日
訪問看護フラワー	糸魚川市大字須沢2970レオ ネクストブルーオーシャン 102号室	育成医療・更生医療	平成30年12月1日

◎新潟県告示第1238号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
共創未来 とよば薬局	上越市とよば4番地	育成医療・更生医療	平成30年12月1日

◎新潟県告示第1239号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	21者	下山田浦白1485番2ほか173筆 31.9ha

関川村	2者	蛇喰669番2ほか18筆 2.6ha
新発田市	31者	宮古木上島137番ほか1,990筆 183.3ha
阿賀野市	11者	小浮坂ノ下906番ほか116筆 13.0ha
胎内市	9者	築地地下館4686番1ほか63筆 12.8ha
聖籠町	69者	諏訪山苔沼2244番1ほか1,135筆 95.4ha
新潟市	117者	北区浦木西割1724番2ほか2,230筆 266.7ha
五泉市	2者	中川新上ノ平5782番ほか27筆 4.2ha
三条市	14者	井栗道田丙902番ほか83筆 16.8ha
燕市	5者	吉田本所藤島1676番ほか37筆 4.4ha
田上町	1者	吉田新田119番ほか3筆 1.6ha
弥彦村	4者	村山堤下531番ほか7筆 0.7ha
長岡市	64者	大荒戸町前田588番ほか852筆 84.7ha
小千谷市	7者	三仏生5540番ほか47筆 6.6ha
魚沼市	3者	須原横渡り4778番2ほか17筆 1.6ha
南魚沼市	1者	中川坊村38番1ほか4筆 0.6ha
十日町市	5者	馬場乙1873番ほか25筆 3.1ha
柏崎市	30者	中田関野2045番ほか388筆 32.5ha
上越市	37者	駒林1782番ほか285筆 48.5ha
糸魚川市	7者	大平サクラ7699番ほか276筆 9.7ha
佐渡市	15者	貝塚中尾403番1ほか58筆 8.4ha
合計	455者	7,855筆 829.3ha

2 申請年月日

平成30年11月28日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第1240号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第400号
肥料の種類	肉かす粉末
肥料の名称	チキンパウダー
保証成分量	窒素全量 6.0パーセント

生産者の名称及び住所	新潟県化製興業株式会社 新潟県長岡市大沼新田599番地
失効年月日	平成30年8月8日

登録番号	新潟県生第402号
肥料の種類	肉かす粉末
肥料の名称	チキンパウダーA
保証成分量	窒素全量 8.0パーセント
生産者の名称及び住所	新潟県化製興業株式会社 新潟県長岡市大沼新田599番地
失効年月日	平成30年10月15日

◎新潟県告示第1241号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年12月7日

新潟県十日町地域振興局長

1 退任

理事 中魚沼郡津南町大字秋成1746番地 桑原 照雄

退任年月日 平成30年11月22日

◎新潟県告示第1242号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上越市の関川水系土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年12月7日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市板倉区高野1345番地 齋藤 義信
(理事長)

〃 上越市大字四辻町733番地 中島 久義

〃 上越市大字富岡1922番地1 飯塚 一憲

〃 上越市大字駒林697番地 梅澤 一了

〃 上越市大字池750番地 古川 敏雄

〃 上越市大字高津335番地2 橋本 進一

〃 上越市藤巻11番5号 池田 哲二

〃 上越市大字川端510番地 保倉 一敏

〃 上越市板倉区宮島89番地 畔上 克己

〃 上越市三和区田734番地 高橋 秀雄

〃 上越市大字小猿屋529番地 竹内 秀彦

〃 上越市清里区武士1233番地 平田 正明

監事 上越市大字長者町43番地1 尾崎 祐三

〃 上越市大字下野田269番地 栗山 正美

〃 上越市大字米岡452番地 川上 義人

就任年月日 平成30年11月18日

2 退任

理事 上越市大字横曾根54番地 永井 紘一
(理事長)

〃 上越市板倉区高野1345番地 齋藤 義信

〃 上越市大字四辻町733番地 中島 久義

〃 上越市三和区川浦504番地 下鳥 芳男

〃	上越市清里区岡野町508番地2	梅澤 正直
〃	上越市大字今池812番地1	藤田 典平
〃	上越市大字富岡1922番地1	飯塚 一憲
〃	上越市大字鶴町118番地	古川 正美
〃	上越市大字駒林697番地	梅澤 一了
〃	上越市大字池750番地	古川 敏雄
〃	上越市大字高津335番地2	橋本 進一
〃	上越市藤巻11番5号	池田 哲二
監事	上越市大字藤塚201番地	坪井 正澄
〃	上越市板倉区宮島89番地	畔上 克己
〃	上越市大字三ツ橋506番地	小林 正幸
退任年月日 平成30年11月17日		

◎新潟県告示第1243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の佐々木土地改良区の定款の変更を平成30年11月27日認可した。

平成30年12月7日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成30年12月10日から平成31年1月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	中之島南部	換地計画書の写し	長岡市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

- 2 路線名 村松田上線
3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市刈羽字十二乙199番2から	新	9.0～16.4メートル	164.5メートル
同市刈羽字大沢丙583番4まで	旧	7.8～13.4メートル	164.6メートル

◎新潟県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 村松田上線
2 供用開始の区間
五泉市刈羽字十二乙199番2から同市刈羽字大沢丙583番4まで
3 供用開始の期日 平成30年12月7日

◎新潟県告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 353号
2 供用開始の区間
柏崎市高柳町石黒字大百刈927番から同市高柳町石黒字外山914番1まで
3 供用開始の期日 平成30年12月7日

◎新潟県告示第1248号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
二級河川加治川水系姫田川
2 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年12月7日
3 廃川敷地等の位置
新発田市虎丸字櫻田689番2地先から同市上楠川字中川原649番4地先まで（姫田川左岸）
4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,140.15平方メートル

◎新潟県告示第1249号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年11月21日新潟県告示第1647号）を次のとおり解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鹿伏(2)地区	佐渡市相川鹿伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年2月26日新潟県告示第274号）を次のとおり解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩首2地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月30日新潟県告示第446号）を次のとおり解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
多田(4)地区	佐渡市多田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1252号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成28年3月22日新潟県告示第364号）を次のとおり解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下黒山(2)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

覧に供する。)

◎新潟県告示第1253号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成29年2月21日新潟県告示第164号）を次のとおり解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成21年2月13日新潟県告示第173号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木作川地区	佐渡市加茂歌代	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年3月22日新潟県告示第411号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝ノ下地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1256号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年8月9日新潟県告示第870号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
濁川地区	佐渡市相川銀山町	次の図のとおり	土石流
静平(3)地区	佐渡市静平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1257号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年2月7日新潟県告示第114号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吉岡(2)地区	佐渡市吉岡	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年2月21日新潟県告示第165号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
吾潟(4)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	土石流
吾潟(4)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1259号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年3月29日新潟県告示第447号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角英世

1 地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下戸(1)地区	佐渡市相川下戸村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿伏(2)地区	佐渡市相川鹿伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東強清水地区	佐渡市東強清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1260号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年2月26日新潟県告示第275号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩首2地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1261号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年12月17日新潟県告示第1585号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤玉地区	佐渡市赤玉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1262号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年6月14日新潟県告示第900号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片野尾(2)地区	佐渡市片野尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1263号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年3月23日新潟県告示第343号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
元橋の浦地区	佐渡市橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1264号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年3月27日新潟県告示第366号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白瀬(4)地区	佐渡市白瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1265号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規

定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年3月30日新潟県告示第447号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
多田(4)地区	佐渡市多田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1266号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年7月31日新潟県告示第1055号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北田野浦地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1267号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年3月22日新潟県告示第365号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下黒山(2)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1268号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年3月28日新潟県告示第360号）の指定を解除する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鹿伏(2)地区	佐渡市相川鹿伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩首2地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多田(4)地区	佐渡市多田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒山(2)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月7日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木作川地区	佐渡市加茂歌代	次の図のとおり	土石流
浦之内西川地区	佐渡市松ヶ崎浦之内	次の図のとおり	土石流
滝ノ下地区	佐渡市沢崎	次の図のとおり	土石流

濁川地区	佐渡市相川銀山町	次の図のとおり	土石流
吉岡(2)地区	佐渡市吉岡	次の図のとおり	土石流
吾潟(4)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	土石流
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	土石流
下戸(1)地区	佐渡市相川下戸村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿伏(2)地区	佐渡市相川鹿伏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩首2地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤玉地区	佐渡市赤玉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東強清水地区	佐渡市東強清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
片野尾(2)地区	佐渡市片野尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
元橋の浦地区	佐渡市橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白瀬(4)地区	佐渡市白瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多田(4)地区	佐渡市多田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北田野浦地区	佐渡市北田野浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒山(2)地区	佐渡市下黒山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
静平(3)地区	佐渡市静平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吾潟(4)地区	佐渡市吾潟	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上川茂(2)地区	佐渡市上川茂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1271号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年12月7日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成30年11月22日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
佐渡市青野字下青野1219番1の一	6.00	60.00

部、1219番2の一部、1220番1の一部		
-----------------------	--	--

◎新潟県告示第1272号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年12月7日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成30年11月22日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
佐渡市八幡字荒城2161番1の内、 2161番3の内、2162番3の内	5.00	44.37

公 告

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 要求事項
人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求
- 2 期 間
平成30年12月8日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県立海洋高校実習船「海洋丸」の売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 売却件名及び数量
県立海洋高校実習船「海洋丸」 1隻
 - (2) 売却物件の概要
入札説明書による。
 - (3) 引渡場所
新潟港西港区（新潟県新潟市中央区地内）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付等
入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県教育庁財務課施設係
電話番号 025-280-5591
Eメール ngt500020@pref.niigata.lg.jp
入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。
- 4 売却物件公開日時及び場所
- (1) 日時
平成30年12月7日（金）から12月18日（火）まで
ただし、平日の午前9時から午後4時までとする。
- (2) 場所
能生漁港 海洋高校専用岸壁（新潟県糸魚川市大字能生地内）
- 5 入札日時、開札日時及び場所
- (1) 日時
平成31年1月9日（水） 午後1時30分
- (2) 場所
新潟県庁入札室（行政庁舎16階）（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
- 6 その他
- (1) 入札保証金
入札金額に当該金額の100分の8を加算した金額（1円未満の端数切捨て）の100分の5に相当する金額以上の金額（1円未満の端数切上げ）とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第43条第1号に該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額（1円未満の端数切上げ）とする。ただし、規則第44条に該当する場合は免除する。
- (3) その他
詳細は入札説明書による。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、血液浄化装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月7日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量
血液浄化装置 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成31年3月29日（金）
- (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年12月17日(月)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、人工呼吸器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月7日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

人工呼吸器 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年12月17日(月)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、泌尿器科カメラシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月7日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

泌尿器科カメラシステム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年12月17日(月)午前11時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。